

建築基準法に基づく確認済証等の偽造防止について

～虚偽の確認済証を作成しない・行使しない！～

建築主は、一定の建築物の新築や増築などをする場合、工事着手前にその工事の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事（香川県又は高松市の職員）や民間機関（指定確認検査機関）に建築確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けなければなりません。

また、これらの工事が完了したときは完了検査（中間検査対象建築物は中間検査を含む。）を受検し、検査済証（又は中間検査合格証）の交付を受けなければなりません。

県内でも確認済証等の偽造事案が発生しました。こうした不正行為を防止するため、関係者の皆様におかれましては、以下の点に留意していただくようお願いします。

◆建築主の方へ

- 工事着手前には、依頼した建築士から確認済証と確認申請書（副本）を提示を求め、必ず原本であることを確認するとともに、工事着手後には、工事監理者に中間検査や完了検査を受検したかを確認してください。また、竣工後は確認済証や検査済証の原本を受け取ってください。なお、これら書類は最終的に建築主が保管するものです。

◆建築士・建築士事務所の方へ

- 交付を受けた確認済証や検査済証は、竣工引き渡し時に必ず建築主に原本をお渡しください。
- 設計業務を行っていない物件の工事監理を行う場合は、工事着手前に確認済証が交付されていることを確認してください。
- 建築士事務所の開設者や管理建築士は、確認済証等の偽造などの不正行為が起らないよう所属建築士に法令遵守の徹底を図ってください。

安易な考えで確認済証などを偽造し、行使した代償は大きいものです。建築士の方は、適正に業務を行うよう日頃から心掛けてください。

【動機例】

- ①時間的余裕がなかった
- ②早期手続きを催促された
- ③頼まれて仕方がなく
- ④魔がさした
など

【行為の代償】

- I 告発…**公文書偽造罪等で警察捜査の対象、刑に処されれば免許の取消し**
- II 懲戒処分…**業務停止や免許の取消しなど**
- III 実名等の公表…**逮捕された又は処分を受けた建築士として広まる**
- IV 損害賠償請求…**慰謝料、工事費用など**

◆工事施工者の方へ

- 建築主から工事の依頼を受けた場合、確認済証の交付を受けた後でなければ工事に着手できないことを建築主に説明してください。
- 工事着手前に、設計者から確認済証の提示を求め、偽造がないことを確認し、工事現場の見やすい場所に「建築基準法による確認済」の看板を設置してください。
- 所定の工事が完了した場合には検査を受ける必要がありますので、工事監理者に検査日や当日の対応など確認してください。

確認済証などに疑義が生じた場合は、下記の特定行政庁や発行元となっている指定確認検査機関へご連絡してください。

- 香川県土木部建築指導課 総務・企画グループ 電話 087-832-3612
- （建設地が高松市内）高松市都市整備局建築指導課 電話 087-839-2488